

事前にいただいた主な質問と内閣府の考え方について

平成 28 年 6 月 28 日

○縦覧期間の短縮等（第 10 条関係）

Q 縦覧期間はなぜ 1 か月なのか。

A 国家戦略特区では 2 週間に短縮されていますが、認証の申請件数の多い所轄庁の事務処理の状況等も踏まえ 1 か月となりました。

○貸借対照表の公告及びその方法（新法第 28 条の 2 関係）

Q 定款ではどの程度まで具体的に公告方法を定めないといけないのか。

A ① 官報に掲載する方法を選択する場合は、その旨定めてください。
② 日刊新聞紙に掲載する方法を選択する場合は、「〇〇新聞」など具体的な新聞名も記載してください。
③ 電子公告を選択する場合は、「当法人のホームページ」、「内閣府 N P O ポータルサイト」など具体的に記載してください。
④ 不特定多数の者が公告をするべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法を選択する場合は、「当法人の掲示板に掲示」など具体的に記載してください。

Q 定款では①～④のうち、複数の手段を定めることはできるのか。

A 「①とともに②」のように複数の手段を選択することは可能ですが、「①又は③」のように選択的に定めることはできません。

Q 公告をしない場合、罰則規定はあるのか。

A 従来同様罰則規定があります。（20 万円以下の過料） 新法第 80 条第 7 号

Q 所轄庁が運営するポータルサイトも含まれるのか。（第 1 項第 3 号）

A 含まれます。

○内閣府ポータルサイトにおける情報の提供の拡大（新法第72条第2項関係）

Q 内閣府のポータルサイトにこれまで以上の情報を掲載することが義務付けられているのか。

A 本規定はあくまで努力義務規定ですが、NPO法人の更なる信頼性向上のため措置されたものであり、ご協力をお願いいたします。

これまで内閣府ポータルサイトにおいて、法人入力情報が必ずしも十分に掲載されていなかつたことから、NPO法人には可能な限り掲載に努めていただきますようお願いします。また、所轄庁においてもこれまで以上に掲載に努めていただくようお願いします。

Q 事業報告書等の備置期間の延長に対応し、内閣府ポータルサイトの掲示期間はどうなるか。

A 5年間程度掲示できるよう改修する予定です。

○施行日（附則第1条関係）

Q 附則第1条第2号の施行日はなぜ2年半もかかるのか。

A 資産の総額を登記している法務省の登記情報システムからNPO法人の資産の情報を削除する必要があります。その際、膨大な法人の中からNPO法人を抽出する作業やシステム改修を行う必要があり、準備期間が必要なことからこのような期間となつたものです。

○その他

Q 内閣府は手引書を改定するのか。

A 今年度中に改訂予定です。